

下水道分野における民間提案の手引き

【別添資料 4】

廿日市市下水道事業民間提案制度の検討資料等

- 募集要項
- 提案書様式

廿日市市下水道事業民間提案制度 募集要項

令和3年6月25日

広島県廿日市市

建設部 下水道経営課・下水道建設課



廿日市市デザインマンホール

目次

| | | |
|----|------------------|----|
| 第1 | はじめに----- | 1- |
| 1 | 募集要項の位置付け----- | 1- |
| 2 | 民間提案制度の概要----- | 1- |
| 第2 | 提案の募集----- | 1- |
| 1 | 提案募集の対象----- | 1- |
| 2 | 参加資格要件----- | 2- |
| 3 | 手続きの概要----- | 3- |
| 4 | 対話の実施----- | 4- |
| 5 | 提案書の受付----- | 5- |
| 6 | 提案審査----- | 6- |
| 7 | 判断基準----- | 7- |
| 8 | 留意事項----- | 7- |
| 第3 | 提案の事業化----- | 8- |
| 1 | 事業化に向けた詳細協議----- | 8- |
| 2 | 契約の締結----- | 8- |
| 3 | 事業の実施・評価----- | 8- |
| 第4 | 受付窓口----- | 9- |

第1 はじめに

1 募集要項の位置付け

この募集要項は、廿日市市下水道事業（以下「市」という。）が民間提案制度により事業を実施する事業者を選定するために必要な事項を定めたものです。

2 民間提案制度の概要

廿日市市における選抜・交渉型の民間提案制度は、令和2年10月に『まちづくり・環境・福祉・産業・教育・行財政運営などすべての行政分野』を対象に募集し、提案内容の一部を採択し、協議調整を進めているところです。

市においては、下水道施設の戦略的な新規整備、維持管理・更新等に取り組むことにより、中長期的なトータルコストを縮減することが求められているところです。

このようなことから、現在策定を進めている下水道事業経営戦略においても、将来にわたり下水道サービスを安定的に継続しつつ、中長期的な効率化・経営健全化の取組を推進することにより、経営基盤を計画的に強化することとしています。

この民間提案制度は、民間事業者の主体的な発意により、良好な下水道サービスの実現、業務の効率化やコスト縮減などが見込まれる提案を、随意契約を前提として公募する制度です。

採択された提案は、その内容を市と民間事業者で詳細協議を経た後、契約締結を行い事業化します。

第2 提案の募集

1 提案募集の対象

(1) 対象となる提案

市の中長期的な事業運営に関し、次の条件をすべて満たす提案が対象です。

- ア 事業運営の効率性向上、コスト縮減が期待される提案
- イ 独自の発想や工夫に基づく付加価値があり、随意契約が可能な提案
- ウ 下水道施設の資産の有効活用等、情報通信技術の活用、新技術の活用などの提案
- エ 民間主導による、原則として市に新たな財政負担や大きな業務負担を生じさせない提案（ただし、数年後に投資回収できる見込みが立つ提案や、行政の補助が入ることで、官民連携プロジェクトのその後のリターンが非常に大きくなるが見込まれる提案は受け付けます。）

(2) 対象とならない提案

- ア 単なる事業廃止や価格引き下げのみの提案
- イ 現に市が主体的に改善等を行おうとしている事業等に対する提案
- ウ 市や第三者が企画を実現することを求めるだけの提案

- エ 公民連携手法を導入済みまたは導入予定の事業等で、単に事業実施者となろうとするのみの提案
- オ 法令や市の方針等により市が直接実施する事業等に対する提案

2 参加資格要件

(1) 参加者の定義

民間提案に参加できる者（以下「参加者」という。）は、企業等の民間事業者、大学等の研究機関、NPO 法人等の市民活動団体など自ら事業提案を行う団体とし、個人からの提案は受け付けません。グループで参加する場合は、参加表明時に1者を代表者として選出した上で、参加者の構成をすべて明らかにし、各々の役割分担を明確にしてください。その場合は代表者がグループを代表して参加手続きを行うものとします。

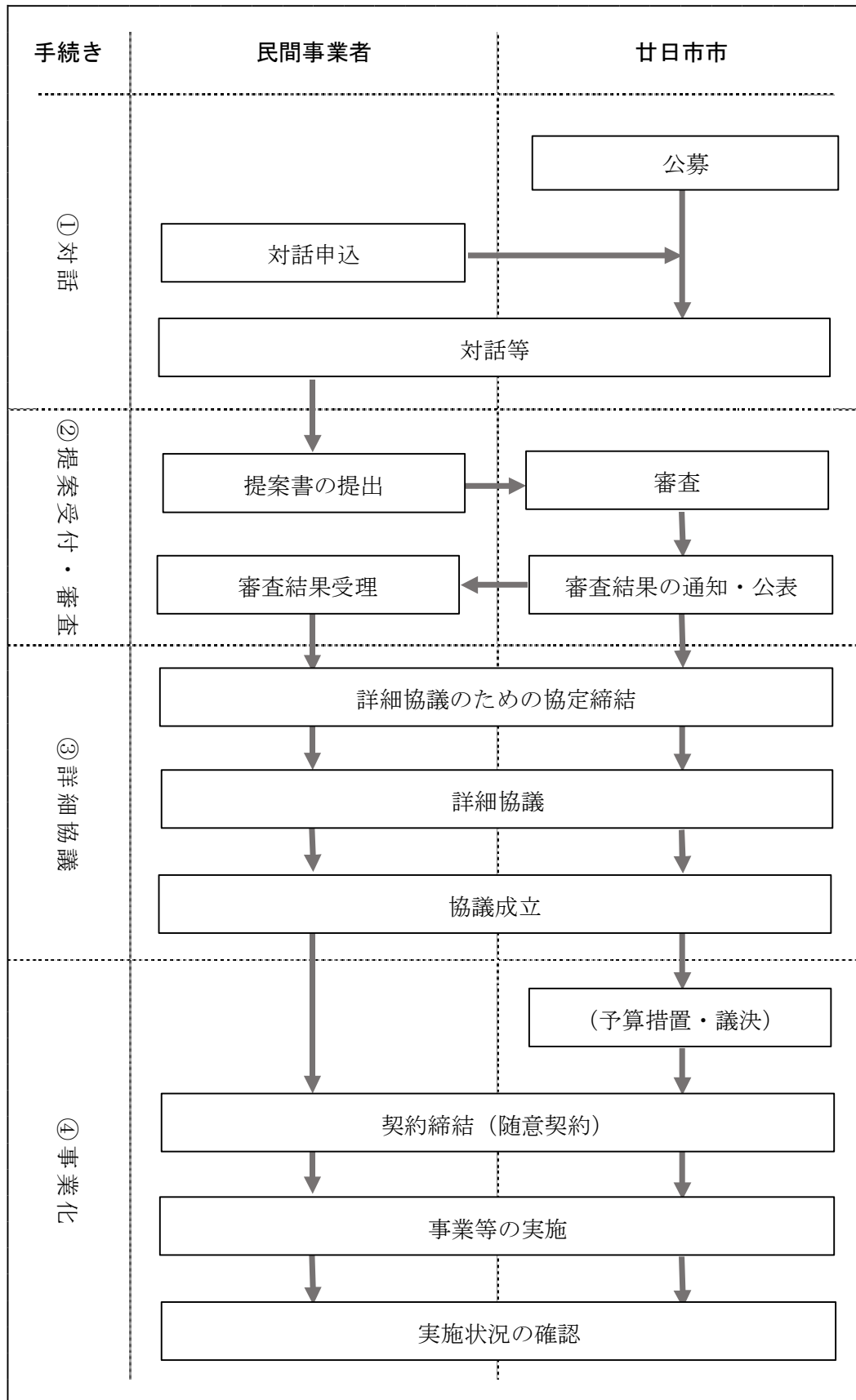
(2) 参加資格要件

参加者は、次の要件をすべて満たす者とします。

- ア 提案内容を安定的かつ確実に実施できる者であること。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ウ 消費税、地方消費税及び廿日市市税等を滞納している者でないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申し立又は民事再生法（昭和11年法律第225号）に基づく再生手続きの申し立てがなされていないこと。
- オ 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- カ 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）でないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準ずる者でないこと。
- ク 廿日市市の指名除外を受けていないこと。
- ケ その他、市長が不相当と認める者でないこと。

3 手続きの概要

(1) 手続きフロー



(2) 公募スケジュール

| 内容 | 日程 |
|---------------|----------------------------------|
| 募集要項等の公表 | 令和3年6月25日(金) |
| 対話の受付期間 | 令和3年6月25日(金)から 令和3年7月16日(金)まで |
| 対話の実施期間 | 令和3年7月1日(木)から 令和3年7月23日(金)まで |
| 提案書の受付期間 | 令和3年7月26日(月)から 令和3年8月10日(火)まで |
| 提案審査 | 令和3年8月中旬 |
| 審査結果の通知、公表 | 令和3年8月下旬以降 |
| 協定書の締結、詳細協議開始 | 令和3年9月 |
| 契約の締結 | 詳細協議が整った後 |

(3) 各種様式

本制度にかかる様式等は、廿日市市のホームページからダウンロードしてください。

4 対話の実施

(1) 概要

提案を検討している者と意思疎通を図ることで、具体的な提案内容の検討や、市の方針により近い提案をしてもらうことを目的として、次のとおり対話を実施します。

(2) 受付期間

令和3年6月25日(金)から令和3年7月16日(金)まで

(3) 実施期間

令和3年7月1日(木)から令和3年7月23日(金)まで

(4) 申込み方法

ア 別紙「様式1 対話参加申込書」に必要事項を記入の上、「第4 受付窓口」にメールで提出してください。

イ メールの件名は、「【下水道事業民間提案制度】対話申込み ○○○(事業者名)」としてください。

(5) 留意事項

ア 対話においては、市に提案書を提出する必要はありません。

イ 対話は市と参加者で個別に非公開で行います。対話参加者のアイデア及びノウハウは保護の上、厳重に管理します。

ウ 対話において、市が主体的にアイデアを出すことはありません。

エ 対話への参加の有無は提案審査に影響しません。

オ 申込み件数等の対話の状況を廿日市市のホームページで公表する予定です。なお、事業者名や対話内容等の情報は公表しません。

(6) 施設等への見学

提案を予定している施設等への見学を希望する場合は、「第4 受付窓口」にご連絡ください。

5 提案書の受付

(1) 提出方法

別紙「様式2 参加申込書兼誓約書（添付書類含む。）」、「様式3 役員等一覧」及び「様式4 提案書」に必要な事項を記入の上、「第4 受付窓口」に直接持参又は郵送で提出してください。

なお、「提案書」はメールにて Word 形式および PDF 形式で提出してください。

| |
|---------------------------------------|
| 提出書類 |
| 様式2 参加申込書兼誓約書 |
| (様式2の添付書類) |
| ① 廿日市市税の滞納のない旨の証明書 |
| ② 消費税及び地方消費税の納税証明書又は滞納のない旨の証明書 |
| ③ 参加者の概要などがわかるもの（パンフレット等 <u>6部</u>) |
| 様式3 役員等一覧 |
| 様式4 提案書 (※ Word 形式および PDF 形式をメールでも提出) |

(2) 受付期間

令和3年7月26日（月）から令和3年8月10日（火）まで

ア 提案書を持参する場合は、受付期間中の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで。

イ 提案書を郵送する場合は、令和3年8月10日（火）必着とします。封筒に「廿日市市下水道事業民間提案制度に係る提案書類在中」と記載してください。

(3) 提案書類の取扱い

ア 提案書類の著作権は、参加者に帰属するものとします。

イ 提案書類に係る情報公開請求があった場合には、廿日市市情報公開条例（平成12年条例第1号）に基づき、当該参加者の承諾を得ずに提案書類を公開することがありますが、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めるに足りる合理的な理由がある情報は、同条例第7条第3号の規定により非公開とします。

ウ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、参加者が負うものとします。

エ 提案書類は、民間提案制度にかかる審査以外の目的で使用しません。ただし、次の場合には、市と参加者の事前協議の上、提案書類の全部又は一部を使用できるものとします。

(ア) 選定過程等の説明を目的とする場合

(イ) その他、市が公表等を必要と認める場合（選定された提案書類に限ります。）

オ 提出された書類は返却しません。

6 提案審査

(1) 参加資格要件審査の内容

提出された書類に基づき、「第2-1 提案募集の対象」及び「第2-2 参加資格要件」に規定する内容を満たしているかを下水道経営課において書類審査します。双方の要件を満たしている提案を有効提案とし、審査委員会に諮ります。

(2) 審査委員会による審査

ア 上記「(1) 参加資格要件審査」において有効提案とされた提案内容について、「廿日市市下水道事業民間提案制度に係る提案審査委員会」において審査し、採否を決定します。

イ 提案の審査にあたっては、必要に応じて、提案者（有効提案を提出した者をいう。以下同じ。）に対し、提案内容のヒアリング等を実施します。ヒアリングを実施する場合には、詳細を別途通知します。

ウ 提案の採用は、市との事業化に向けた詳細協議を行うことを決めるもので、事業化を決定するものではありません。

エ 事業化に適さないと判断した提案、現時点では実現が困難な提案、民間提案制度によって事業者を選出することが不適当と判断した提案等を不採用とします。

【審査委員会の構成】

| | |
|------|--------------|
| 委員長 | 下水道担当部長 |
| 副委員長 | 下水道経営課長 |
| 委員 | 下水道建設課長 |
| | 下水道施設担当課長 |
| | 下水道経営課経営管理係長 |

※ 提案内容により、委員を追加する場合があります。

(3) 審査項目

審査委員会においては次の項目に着目し、審査を行います。次の項目に1つでも不可がある場合、提案は採択されません。

| | 項目 | 内容 | 基準 |
|---|------|---|------------|
| 1 | 独自性 | 独自の発想や工夫に基づく付加価値があり、知的財産にするにふさわしい随意契約が可能な提案であるか。 | 可 ・ 不可 |
| 2 | 実施効果 | 市の事業運営の効率性の向上、コスト縮減が期待できる提案であるか。 | 良 ・ 可 ・ 不可 |
| 3 | 公益性 | 単に収益だけを求めるのではなく、下水道サービスの質の向上に寄与する視点をもった提案であるか。 | 良 ・ 可 ・ 不可 |
| 4 | 実現性 | 提案内容や収支計画に無理がなく、市に大きな業務負担のかからない、事業化の実現可能性や継続性が高い提案であるか。 | 良 ・ 可 ・ 不可 |

(4) 審査結果の通知・公表

- ア 提案審査の結果は、審査後速やかに、提案者に文書で通知します。
- イ 提案の件数や提案審査の結果を、廿日市のホームページで公表します。
- ウ 採用された提案については「提案の名称・提案者名・提案概要」を公表します。

(5) その他

審査結果に対する異議の申し立ては一切受け付けません。

7 判断基準

審査委員会での判断基準は、最高裁の判例（昭62. 3. 20）をよりどころにしています。

最高裁の判例では、契約をするにあたり、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当でなく、当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する「資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結する」という方法をとることが、当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながる場合には、「その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき」に該当するものと解すべきとされています。

このことをもって、審査委員会が提案の内容（独自性）実務の実績（信用、資力、技術力）などを有するかどうかを審査します。

8 留意事項

- (1) 提案にかかるすべての費用は、参加者が負担するものとします。
- (2) 提案においては、法令等を遵守してください。
- (3) 市が提供する資料や情報等を、本提案への参加以外の目的で使用したことにより生じる責任は、すべて参加者が負うものとします。

第3 提案の事業化

1 事業化に向けた詳細協議

(1) 協定書の締結

- ア 市と提案内容が採用された者（以下、「交渉権者」という。）は、提案内容の事業化に向けて、誠実に協議することについて、協定書を締結します。
- イ 協定書の締結までに、交渉権者が参加資格要件を満たさなくなった場合には、協定書を締結しないことがあります。

(2) 詳細協議

- ア 協定の締結後、市と交渉権者は、提案内容の事業化に向けた詳細協議を実施します。
- イ 協議にかかる費用のうち、市に生じた費用は市が、交渉権者に生じた費用は交渉権者が負担するものとします。
- ウ 協議の結果、合意に至らなかった場合は、提案は事業化されず、協定を解除します。その場合、交渉権者が協議に要した費用やリスク等について市は責任を負いません。
- エ 本制度は解除条件付きの制度であり、交渉権者と協議が設立した場合においても、当該事業にかかる予算案の議会での不承認や、社会情勢の急変等の事由が生じた場合には、提案は事業化されません。ただし、その事由が解消したときは、交渉権者と協議の上、事業化を図ります。
- オ 協議の結果は、廿日市市のホームページで公表します。
- カ 協議の成立後、市の事業として立案した書類の著作権は市に帰属し、情報公開請求等があった場合には、廿日市市情報公開条例第7条第3号の規定により非公開とできる部分を除き、原則公開します。

2 契約の締結

- (1) 上記「1 事業化に向けた詳細協議」が成立し、事業の実施にかかる予算を確保した場合には、市と交渉権者の間で契約を締結します。
- (2) 契約の締結までに、交渉権者が参加資格要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがあります。
- (3) 当該契約の内容が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）に該当する場合は、仮契約を締結し、廿日市市議会の議決を得た場合に本契約となります。

3 事業の実施・評価

- (1) 市は事業が適正に実施されているかを確認するためのモニタリング調査を実施します。その際、事業者はその調査に協力することとします。
- (2) 事業者は、提案内容が適正に実施できているかのセルフモニタリングを定期的に行い、市に報告することとします。

第4 受付窓口

場所 広島県廿日市市建設部下水道経営課 (担当：河崎)

住所 〒738-0033 広島県廿日市市串戸五丁目10番15号

電話 0829-32-5481

FAX 0829-31-2575

E-mail gesuido@city.hatsukaichi.lg.jp

廿日市市ホームページアドレス

<http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/>

様式 4

令和 年 月 日

廿日市市長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

提案書

「廿日市市民間提案制度 募集要項」に基づき、次のとおり提案します。

| 項目 | 内容 |
|---------------|---|
| 提案の名称 | |
| 希望する実施期間 | 年 月 ～ 年 月 |
| 提案内容 | <ul style="list-style-type: none">・市と事業者の関係や事業の実施体制、事業スキーム図等の説明・市民サービス向上や行財政運営の効率性の向上等の説明 など |
| 独自性 | <ul style="list-style-type: none">・随意契約保証型の制度に合致すると考える理由や、固有ノウハウであることの説明など |
| 収支計画 リスク分担 | <ul style="list-style-type: none">・実施期間中の収支計画表・市に新たな財政負担が生じないことの説明や過度なリスクが生じないことの説明など |
| 実現性・持続性 | <ul style="list-style-type: none">・他での実績や事業者の安定性、市に大きな業務負担が生じないこと等の説明など |
| 添付資料の有・無 | 有 ・ 無 |

- ※ 必要に応じて各枠の大きさを変更してください。
- ※ 様式中の注釈は、提案書作成時に削除してください。
- ※ 必要に応じて表や図を挿入し、簡潔にわかりやすい内容を記載してください。
- ※ 各項目の内容を補足する資料や、任意の別添資料を作成してもかまいません。